

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（平成28年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層		昇給区分					
		I	II	III	IV	V	
区分		極めて良好	特に良好	良好 (標準)	やや不良	不良	
非管理職 (課長補佐級以下)	人事評価			S~B C(単年)	C (2年連続)	D	
	昇給 号給数	50歳を超えない職員		4	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員		2	1	0	
		55歳を超える職員		1	0	0	
	初任層職員		5	2	0		
管理職 (課長級以上)	人事評価		S、A	B	C	D	
	昇給 号給数	50歳を超えない職員		6	3	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0
		55歳を超える職員		2	1	0	0

- (注) 1 非管理職については、基本的にⅢを適用しています。ただし、人事評価がC又はDの場合には、Ⅳ以下の適用があります。
 2 管理職については、人事評価に基づきⅡ～Ⅴに区分しています。
 3 評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より1区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、Ⅳ又はⅤに決定します。(非管理職及び管理職共通)
 4 知事部局の管理職層において、Ⅱ以上に決定された職員の割合は、75.4パーセントでした。
 5 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給(55歳を超える職員は1号給)に抑制しています。
 6 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（平成29年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

- (注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。
 2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。
 3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。
 4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成28年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国(再任用職員以外の職員)		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.170月分 (0.970)	0.785月分 (0.985)	1.955月分 (1.955)	0.625月分 (0.525)	0.395月分 (0.495)	1.020月分 (1.020)	1.225月分 (1.025)	0.80月分 (1.00)	2.025月分 (2.025)
12月期	1.260月分 (1.060)	0.785月分 (0.985)	2.045月分 (2.045)	0.680月分 (0.58)	0.400月分 (0.50)	1.080月分 (1.080)	1.375月分 (1.175)	0.90月分 (1.10)	2.275月分 (2.275)
計	2.43月分 (2.03)	1.57月分 (1.97)	4.0月分 (4.0)	1.305月分 (1.105)	0.795月分 (0.995)	2.10月分 (2.10)	2.6月分 (2.2)	1.7月分 (2.1)	4.3月分 (4.3)

- (注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。(最も多くの職員に適用される支給割合は6月期が0.770月(0.970月)、12月期が0.770月(0.970月)です。
 2 ()内の数値は、特定幹部職員(次長級以上の職員)に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績（平成28年度）

年間支給総額	支給職員数(平成28年12月)	1人当たりの平均支給年額
15,499,485千円	10,760人	1,440,472円

(参考)平成29年6月期末・勤勉手当について

鳥取県(一般行政職:管理職除く)		国(行政職:管理職除く)	
平均年齢	41.0歳	平均年齢	36.3歳
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当)	309,857円	平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約314,000円
支給月数	1.915月 (期末1.145月、勤勉0.77月)	支給月数	約2.045月 (期末1.225月+勤勉0.82月)
平均支給額	597,360円	平均支給額	約642,100円

- (注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。
 2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成29年6月期）

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	117/100	102/100	97/100	74.5/100	47.5/100以下
	その他の職員	97.5/100	87/100	77/100	59.5/100	43.5/100以下

(注) 成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25 年以上勤続した年齢 50 歳以上の職員が、定年前に勲奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数 1 年当たり 2 パーセント（最高 20 パーセント）の加算があります。

3 平成 25 年 4 月 1 日付けで、以下のとおり調整率を段階的に引き下げる改正を行いました。

改正前	平成 25 年度中	平成 26 年度中	平成 27 年度以降
104/100	98/100	92/100	87/100

(退職手当の基本額)

区 分	自己都合	勲奨・定年・早期退職
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
勤続 40 年	46.545 月分	49.59 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成 8 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日以降
第 1 号	65,000 円	11 級	9 級
第 2 号	59,550 円	10 級	8 級
第 3 号	54,150 円	9 級	7 級
第 4 号	43,350 円	8 級	6 級
第 5 号	32,500 円	7 級	5 級
第 6 号	27,100 円	6 級	4 級
第 7 号	21,700 円	5 級又は 4 級	3 級
第 8 号	0 円	3 級以下	2 級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第 1 号～第 8 号に区分し、額の多いものから 60 月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（平成 28 年度）

年間支給総額	支給職員数	1 人当たりの平均支給年額
7,331,470 千円 (6,929,228 千円)	403 人 (326 人)	18,192,233 円 (21,255,302 円)

(注) () 内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績（平成 28 年度）

年間支給総額		32,848 千円	
支給職員数		55 人	
1 人当たりの平均支給年額		597,245 円	
支給対象地域（主な該当機関）	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区等（東京本部）	20%	24 人	20%
大阪市等（関西本部）	16%	15 人	16%
名古屋市等（名古屋代表部）	15%	2 人	15%
その他派遣地域	12%	1 人	12%
	10%	4 人	10%
	6%	6 人	6%
	3%	3 人	3%
平均支給率	15.4%	—	15.5%

地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	93.7 (93.7)
-------------------------------	----------------

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容(平成29年4月1日現在)及び支給実績(平成28年度)

年間支給総額		458,487千円			
1人当たりの平均支給年額		96,301円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		46.2%			
手当の種類(手当数)		43種類 (知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類(うち知事部局と重複する手当を除いたもの16種類))			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	176千円	34人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務		48千円	26人
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務		84千円	23人
	職員(医師を除く。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務		19千円	13人
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの		10千円	6人
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	341千円	36人
		伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,245千円	51人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業(1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。)	月額5,500円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

医療 業務手当	医療政策課の 医師並びに総 合療育センタ ーの医師及び 歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	3,024千円	11人
	精神保健福祉 センター、保 健所等医師及 び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険 業務手当	漁業取締船、 水産試験船又 は実習船の乗 組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海に おいて危険と認められるものが行われている 期間に行われる巡視、試験調査、実習又 は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間において行わ れる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	1,417千円	83人
夜間定時制 業務兼務手 当	全日制課程又 は昼間におい て授業を行う 定時制課程の 授業に従事す ることを本務 とする教育職 員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間におけ る定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	80千円	3人
乗船実習 指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実 習指導業務	日額5,100円	714千円	7人
種雄牛馬 等取扱手 当	畜産試験場職 員、中小家畜 試験場職員及 び倉古農業高 等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等の ため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温 室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	307千円	19人
	総合事務所職 員及び生活環 境事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年 学級担当 手当	小学校又は中 学校の2以上 の学年の児童 又は生徒で編 成されている 学級を担当す る教育職員の うち、教諭、 助教諭及び講 師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学 年の児童又は生徒で編成されている学級を引き 続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	—	—
取締等業務 手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定す る職務	日額600円	9千円	6人
	漁業取締船乗 組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しく は被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他 の取締業務			
爆発物 検査手当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所 又はその周辺における火薬類取締法等の規定に 基づく立入検査	日額300円	—	—
と畜検査等 業務手当	食肉衛生検査 所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の 業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,693千円	15人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検 査等の業務	日額1,200円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検 査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
狂犬病 予防等 業務手当	総合事務所職 員及び生活環 境事務所職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野 犬等の収容の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	87千円	16人
		野犬等の殺処分の業務	日額600円		

夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	10,416千円	39人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると 1時間1,200円	26千円	9人
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	789千円	99人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業 河川等における魚の死骸処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	3,346千円	92人
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員 中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務 死亡畜の解剖業務	日額300円 日額1,200円		
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	23千円	3人
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	17千円	13人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額8,000円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額7,500円	275,515千円	10,205人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1時間以上2時間未満 750円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	2時間以上3時間未満 1,500円 3時間以上4時間未満 2,250円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	4時間以上5時間未満 3,000円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 3,750円 6時間以上 4,500円		
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		災害応急作業等手当	職員		

教育業務 連絡指導 手 当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	48,150千円	1,051人
犯罪予防・ 捜査手 当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満 60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	12,826千円	655人
警ら手 当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の輔導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	15,201千円	476人
犯罪鑑識 手 当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	650千円	212人
交通捜査 取締手 当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満 60/100) 高速道路上において従事した 場合 日額280円加算	7,260千円	647人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱 手 当	警察職員	検視作業	1体3,200円	17,870千円	900人
		死体取扱作業	日額1,600円 (特別な状態にある死 体の加算あり)		
看守手 当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,280千円	267人
緊急走行 手 当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	189千円	185人
警備艇運航 手 当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	— ※職員数が 少ないため、 掲載してい ません。
通信指令 手 当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	820千円	19人
特殊危険物 質危険区域 内作業手 当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
潜水手 当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メー トルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)	48千円	18人
航空手 当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,994千円	40人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 (夜間等の加算あり)		

		航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)		
爆発物処理 作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
特殊危険物 質処理作業 手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況 下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又 は検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏 えいしている状況下で行 うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏 えいしていない状況下で行 うもの 1回2,600円		
災 害 応 急 手 当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大 な災害が発生した箇所又はその周辺において行 う立入検査作業	日額300円	4,120千円	98人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険 かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重 大な災害が発生した箇所又はその周辺において 行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、 運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身 辺 警 護 手 当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	190千円	20人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情 報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報 収集作業	日額1,100円	—	—
銃 器 犯 罪 捜 査 手 当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を 使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の 作業	日額1,640円	3千円	4人
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を所 持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等 への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支 援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う 暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受 ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒 の作業			
夜 間 特 殊 業 務 手 当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間)にお いて行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	25,468千円	494人
水 上 警 戒 業 務 手 当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を 行う業務	日額1,100円	—	—
緊 急 呼 出 (加 算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間 において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締 り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,241千円	267人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務 1 時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務 1 時間当たりの支給額)

時間外勤務 1 時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。)
+ 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12 月]
÷ (38 時間 45 分 × 52 週 - 465 分 × 18 ÷ 60) + 1 時間当たりの特殊勤務手当]
× 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務は、25/100 を加算、月
60 時間を越える勤務は 150/100)

上記以外の勤務 135/100 (同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年 4 月 1 日現在)	1 人当たりの 平均支給年額
平成 28 年度	2,156,069 千円	4,541 人	474,801 円
平成 27 年度	1,964,319 千円	4,561 人	430,677 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当等

区分	制度内容(平成29年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成28年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,000円 イ 子 月額6,700円 ウ 配偶者のない職員の子のうち1人目まで 月額10,000円 エ 配偶者、子以外の扶養親族 月額6,500円 オ 配偶者のない職員の子以外の扶養親族のうち1人目まで 月額9,000円 カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円 例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 10,000円 + イ 6,700円 + カ 5,000円 = 21,700円	異なる	子を扶養している場合 月額8,000円支給	(総額) 1,119,944千円 (職員数) 5,006人 (平均) 223,720円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 626,174千円 (職員数) 2,008人 (平均) 311,840円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)	同じ	—	(総額) 961,881千円 (職員数) 8,707人 (平均) 110,472円
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	異なる	鳥取県独自の制度	
教職調整額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総額) 851,145千円 (職員数) 4,720人 (平均) 180,327円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 731,241千円 (職員数) 1,035人 (平均) 706,513円
初任給調整手	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経年数数の増加に応じて減少する定額(最高月額307,800円)	同じ	—	(総額) 109,750千円 (職員数) 59人 (平均) 1,860,165円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給(算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額(加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	(総額) 68,966千円 (職員数) 157人 (平均) 439,274円

へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率(へき地手当に準ずる手当は1/100)			(総額) 812千円 (職員数) 15人 (平均) 54,115円										
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 8,498千円 (職員数) 42人 (平均) 202,329円										
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内	同じ	—	—										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 209,612千円 (職員数) 694人 (平均) 302,035円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 66,939千円 (職員数) 491人 (平均) 136,332円										
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ	—	(総額) 287,501千円 (職員数) 896人 (平均) 320,871円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 10,573千円 (職員数) 192人 (平均) 55,068円										
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 377,057千円 (職員数) 5,195人 (平均) 72,581円										

(注) 「平成28年度支給実績」欄の「(総額)」は平成28年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成28年度支給職員数(一部は、平成28年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（平成29年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,143,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合 (支給割合) (知事・副知事) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分 (議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 60/100 副知事 40/100 (支給時期) 最終退職時に支給 (任期ごとの支給も可能) (1期の手当額) 知事 32,918,400円 副知事 17,280,000円 ※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
副知事	900,000円		
議長	951,000円		
副議長	830,000円		
議員	774,000円		

(注) 退職手当額は、平成29年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成28年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	13,716,000円	4,458,271円	18,174,271円
副知事	10,800,000円	3,510,450円	14,310,450円
議長	10,613,160円	3,449,717円	14,062,877円
副議長	9,362,400円	3,043,169円	12,405,569円
議員	291,178,800円 (8,823,600円)	94,645,188円 (2,868,036円)	385,823,988円 (11,691,636円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成28年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,814,048千円	445,352千円	350,352千円	19.31%	18.68%
工業用水道事業	689,803千円	▲193,827千円	13,537千円	1.96%	1.77%
埋立事業	439,859千円	▲96,247千円	14,841千円	3.37%	30.05%

(イ) 予算(平成29年度)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	39人	179,783千円	60,791千円	61,295千円	301,869千円	7,740千円
工業用水道事業	2人	7,649千円	3,425千円	2,474千円	13,548千円	6,774千円
埋立事業	2人	8,742千円	1,497千円	3,030千円	13,269千円	6,635千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
電気事業	鳥取県	47.3歳	349,292円	524,784円
	団体平均	44.8歳	373,951円	586,492円
工業用水道事業	鳥取県	31.0歳	249,500円	392,492円
	団体平均	44.8歳	356,575円	544,431円
埋立事業	鳥取県	44.0歳	332,800円	483,543円
	団体平均	44.5歳	391,140円	594,789円
県(一般行政職)	43.3歳	321,460円	388,206円	

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です(以下同じ。)

2 団体平均の数値は、平成28年4月1日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況(平成29年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成28年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成28年12月)	1人当たりの平均支給額
63,740千円	44人	1,448,627円